

えびめのくらし

愛媛県No.154 平成23年1月号



改正貸金業法の完全施行(H22.6.18)によせて

～消費者トラブルの回避を中心に～

米田功法律事務所 弁護士 岩本直樹

消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている貸金業法が平成18年に改正され、平成22年6月18日から改正内容が完全に施行されました。今回は、貸金業法が改正された背景や、改正内容のうち、消費者の方々の生活に大きく影響すると思われる「総量規制」と「上限金利の引下げ」についてご説明します。

1. 貸金業法が改正された背景を教えてください！

多くの方が「多重債務問題」という言葉を聞いたことがあるのではないのでしょうか？

消費者金融などの貸金業者などから返済しきれないほどの借金を抱えてしまった多重債務者が増加したことが、深刻な社会問題となってしまったことをいいます。

多重債務問題の背景としては、貸金業者による高金利かつ過剰な貸付、借入が容易であり金利負担が認識されにくい貸付システム、借り手の金融知識や計画性の不足などがあるのではないかと指摘されていました。

この多重債務問題を解決するため、平成18年、貸金業法が抜本的に改正されることとなったのです。

今回の改正のなかでも、とりわけ消費者にとって影響が大きいと思われるのが「総量規制」と「上限金利の引下げ」という2つの項目ではないかと思われますので、以下ご説明します。

2. 総量規制が導入されました！

今回の改正により、借入残高が年収の3分の1を超える場合、貸金業者からの新規の借入れが原則としてできなくなりました。これを総量規制といいます。

ただし、今回の総量規制の対象となるのは、貸金業者からの借入れのみであり、銀行などの貸金業者以外からの借入れは含まれていません。ちなみに、貸金業者とは、貸金業法に基づいて国や県に登録したうえで、金銭の貸付などを業務として行っている業者のことをいい、消費者金融やキャッシングを利用する際のクレジットカード会社等がこれに該当します。

なお、住宅ローンなどは、貸金業者からの借入れであっても総量規制の対象にはなっておらず、借入残高が年収の3分の1を超える場合であっても借入れが法的に規制されることはありません。

また、借主は、源泉徴収票などの年収を証明する書類を提出しないと借入れをすることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

なお、総量規制の導入によって、年収の3分の1を超える借入残高の返済を直ちに迫られるというわけではありませんので、今までと同じく契約どおりの返済を続けていくことになります。

3. 上限金利が引き下げられました！

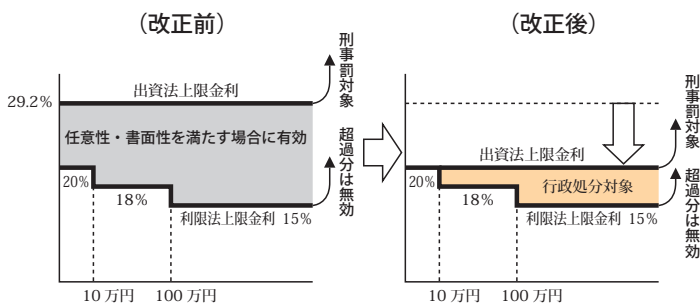
今回の改正により、上限金利が利息制限法の金利水準（借入額に応じて15%から20%）となり、刑事罰の対象となる出資法の上限金利が、これまでの29.2%から20%に引き下げられました。

多くの方が「グレーゾーン金利」という言葉を聞いたことがあるのではないのでしょうか？グレーゾーン金利というのは、民事上の効力を定める利息制限法の金利と、刑事罰の対象となる出資法の金利との間の金利帯のこ

とをいいます。

これまで、一定の要件を満たしていれば、グレーゾーン金利の支払も有効な場合があると法律に規定されていたため、貸金業者はグレーゾーン金利による貸付を行ってきたのですが、多重債務問題の背景の1つには、貸金業者のこのような貸付方法が原因となってきたのではないかと指摘されたことを受け、出資法の上限金利が引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃されたのです。

なお、平成18年の最高裁の判決により、事実上グレーゾーン金利の支払が民事上有効となることはない判断されたため、グレーゾーン金利で支払を続けてこられた方は、場合によっては、金利の払い過ぎになっている可能性がありますので注意が必要です。



（金融庁「貸金業法改正等の概要」から抜粋）

4. 消費者の皆さん方へ

今回の貸金業法の改正により、貸金業者からの借入れについては大幅に規制されることになりました。

しかしながら、借入れをする際には今一度、この借入れは本当に必要なのか、今すぐに必要なお金なのか、将来的に自分の収入の範囲内で返済をしていくことは可能なのか等をきちんと検討しなければならないことは、これまでと全く変わりありません。

また、総量規制の導入により、新たな借入れをすることができなくなってしまう人も少なくないものと思われます。

借金問題で少しでも困ったことがあった場合は、必ず、なるべく早めに弁護士会や地方自治体が設置している相談窓口等に相談し、弁護士等の専門家のアドバイスを受けるようにしてください。なお、借金相談の広告の中には、違法なヤミ金業者等が関与しているものも多数あり、そのようなところに相談に行ってしまうと、深刻な被害に遭ってしまいますので、必ず信用できる相談窓口に行くようにしてください。

第3回消費生活川柳優秀作決定

多数の御応募有難うございました。
合計51句の投句があり、選考の結果、次の2句を選句しました。受賞おめでとうございます。

松山市
ペンネーム猫だまし作

猫
なで
声

支
払い
済んだら

声
変わり

今治市
川又暁子作

やさしさに
つつい
い甘え

買
うあ
まさを

消費生活川柳(第4回)の募集!(締切2月14日)

県消費生活センターでは、消費者トラブルに対する注意喚起や消費者意識啓発など、消費生活についての川柳を募集します。
(応募方法)

はがきの表面に「住所」「氏名」「電話番号」を、裏面に「作品」を記載のうえ御応募ください。

募集期間：平成23年2月1日～2月14日まで
(当日必着)

優秀作：2名(図書カード1,000円進呈)

応募先：愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

なお、優秀作は、次回誌面にて御紹介します。(ペンネームでの掲載を希望される場合は、氏名その他、ペンネームも付記してください。)

また、作品については、一切の権利を愛媛県が有することとしますので、ご了承ください。(返品不可)

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
089-912-2300

愛媛県消費生活センター 〒791-8014 松山市山越町450番地

089-925-3700(相談専用) 089-946-5539 (FAX)